

JCM

JCMマンスリーレポート

Vol.15 No.5 9月号

2006

MONTHLY REPORT

編集・発行 社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
 (隔月1回1日発行 1・7月は特別号 3・5・9・11月は一般号)
 The Japan Federation of Construction Managing Engineers Associations (JCM)
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 アルス市ヶ谷3階
 TEL. 03-3262-7421 FAX. 03-3262-7424 http://www.ejcm.or.jp

◆主要目次◆

- 公共工事の品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について……………1
- コンクリートのはなし ⑤……………6
- 改正労働衛生法のポイント……………8
- 各種募集……………9

公共工事の品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について

国土交通省大臣官房技術調査課

1. はじめに

近年、低入札価格調査の対象工事が増加しています(図-1)。特に、平成17年度は、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられました。これら、いわゆるダンピング受注は、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがあり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害することが懸念されています。

国土交通省では、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応に

ついて」(平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号)を定め、従前より低入札価格による受注に対する措置等を行ってきたところですが、今年の1月から続発している大規模工事を中心とした低価格による入札事案を踏まえ、主に大規模工事の低入札価格調査制度対象工事に対する対策として、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号、以下、「本通達」という。)を定め、各地方整備局に通達したところです。

本稿では、低入札の問題点の分析と本通達の概要について紹介します。

2. 低入札の問題点

国土交通省では、平成14年3月1日から16年3月31日に直轄で施工した工事のうち、低入札価格調査制度の対象となった工事について、データの収集及び分析を行

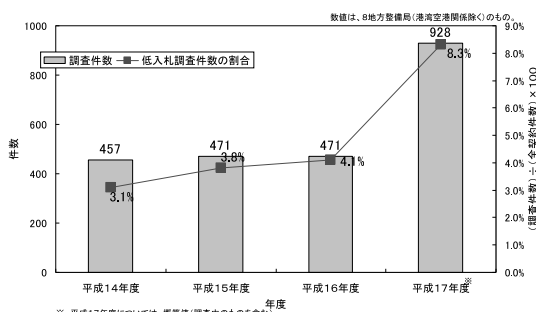
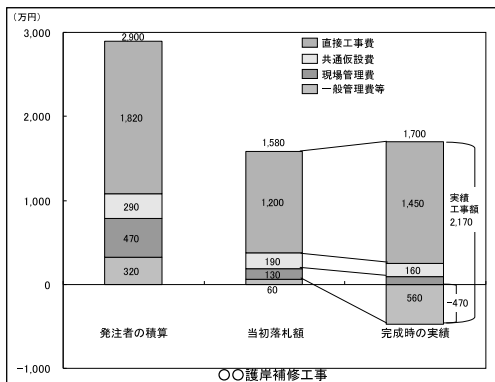


図-1 低入札価格調査の状況

◇事故の事例

事務所名	〇〇国道事務所
工 期	6ヶ月間
予定価格	268,852,500円(税込み)
契約額	182,490,000円(税込み)
落札率	67.9%
工事概要	〇〇県〇〇市〇〇地先において、〇〇自動車道の路体盛土及び現道のボックスカルバート築造の工事
事故概要	ストックヤードから工事現場に路体盛土用土砂を運搬するため、ダンプトラックで工事用道路を走行中、工事用道路と一般道が交差する箇所にて、一般道を横断する際に一般車両と衝突した。
理 由	ダンプトラックでの土砂運搬にあたり、昼食時間中もダンプトラックが通行するにもかかわらず、経費縮減のため、工事用道路と一般道の交差部の交通誘導員の交代要員等を適切に配置していないため、昼食休憩時に交通誘導員が不在となり、交通誘導員の誘導のないままにダンプトラックが一般道に進出したため一般車両と衝突した。



直接工事費: 工事物品の施工に直接必要な経費(労務費、材料費など)
 共通仮設費: 工事物品の施工に共通的に必要な経費(交通誘導員の給料、現場事務所設置費など)
 現場管理費: 工事現場を管理するのに必要な経費(現場代理人給料、税金支払など)
 一般管理費等: 企業の継続運営に必要な経費(本社社員給料、本社建物経費など)

平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)(235件のうち、落札率70%以下の工事120件のうち代表的な1工事を抽出)

図-2 低入札工事の各経費の状況

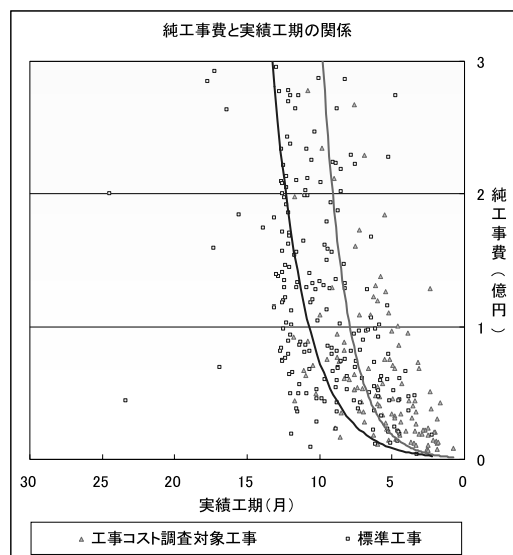
いました。その結果、次の問題点が明らかとなりました。

- ① 低入札工事については、完成時の実績データにおいて平均的に赤字受注となる。また、低入札工事の各経費については、工事の標準的な経費を少なからず下回り、また、入札時の予定と最終的に要した実績とは大きく異なる。(図-2)
- ② 低入札工事では、受注者において、コストを抑えるために工期を短縮しようとする意識が働いており、その結果、安全

◇事故の事例

事務所名	〇〇ダム工事事務所
工 期	6ヶ月間
予定価格	185,755,500円(税込み)
契約額	142,590,000円(税込み)
落札率	76.8%
工事概要	〇〇県〇〇村において、〇〇ダム本体施工に支障となる一般県道〇〇線の切回し道路を築造する工事(道路延長L=471m)
事故概要	本工事のための工事用進入路築造に支障となる埋設物(水道管)の切り直し作業にあたり、埋設物の位置確認のための試掘をバックホウで行ったため、バケットで埋設管(水道管)を損傷させた。
理 由	埋設管については管理者の台帳などで事前に把握していたが、詳細な位置確認のための試掘を行うにあたり、本来、人力掘削等で慎重に行う必要があるにもかかわらず、経費縮減のため機械掘削で行った。

※工事コスト調査:
 低入札価格調査制度の対象となる工事について、工事に必要となった費用の内訳などの調査

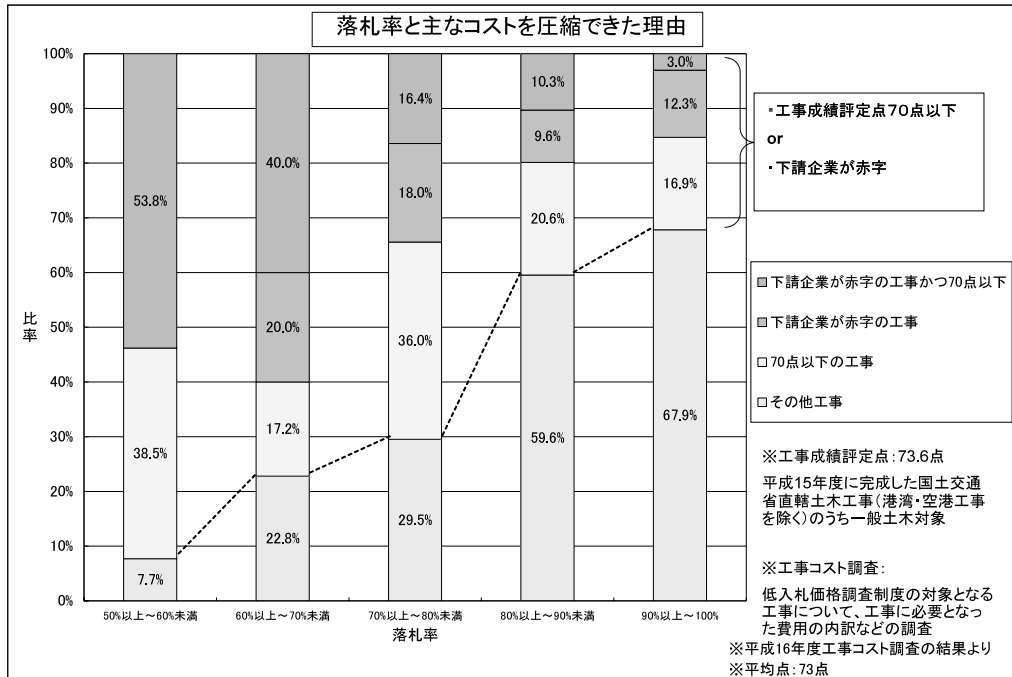


工事コスト調査結果: 平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木(408件) 内訳: 低入札工事113件、標準工事295件

図-3 低入札工事の工期の状況

確保のため通常は採用しない無理のある工法を採用する事例が発生している。(図-3)

- ③ 落札率が低くなるほど、工事成績評定70点以下の工事や下請企業が赤字の工事の割合が増加している。(図-4)
- ④ 低入札工事は、標準工事に比べ、平均工事成績評定点が低くなる傾向にある。



工事コスト調査結果：平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事（港湾・空港工事を除く）のうち一般土木対象（547件）
 内訳：低入札工事111件、標準工事436件

図－4 「工事成績評定点70点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

また、落札率が低くなるほど工事成績評定点65点未満の工事の割合が増大し、70点以上の工事の割合が減少している。（図－5）

- ⑤ 下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど不備が見られる工事は、落札率が低いほど多くなっている。また、落札率が下がるほど、下請企業が赤字となる工事の比率が増加している。（図－6）

3. 本通達の内容

(1) 適正な施工の確保の徹底

- ① 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚労発第44号、建設省技調発第193号、

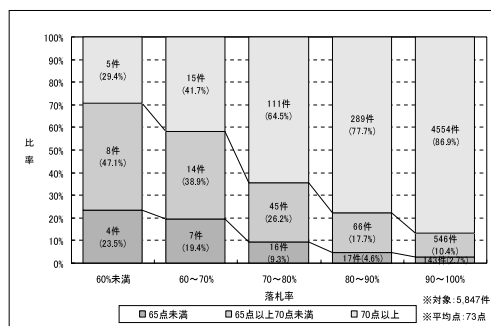
建設省営計発第159号。以下「重点調査試行通知」という。）に基づき試行している重点調査について、予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施し、調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表することとしました。また、予定価格2億円未満の場合においても積極的に試行することとしました。

- ② 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じフォローアップのための追加調査を行うこととしました。

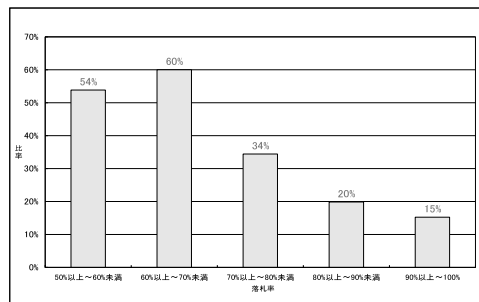
また、調査の結果、改善が必要な場合

◇落札率別の工事成績評定点の件数割合



平成15年度に完成した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象

◇落札率と下請業者の赤字工事の比率

平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象(547件)
内訳: 低入札工事111件、標準工事436件

◇工事成績評定の分布状況[標準工事と低入札工事比較]

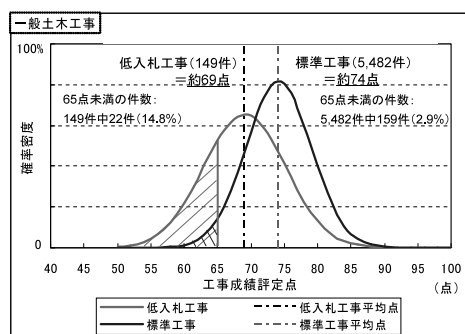


図-5 低入札工事と工事成績評定点の関係

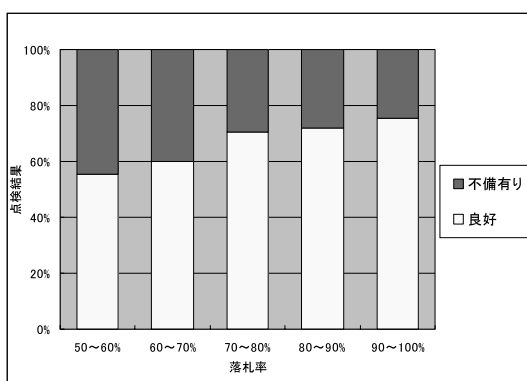
には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うこととしました。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとしました。

③ 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」(平成14年2月12日付け国地契第54号、国官技第316号、国営計第189号)及び「工事コスト等調査について」(平成14年2月12日付け国港管第1135号、国港建第256号)により措置されているところですが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調

◇下請契約の記載内容の点検結果



※H17施工体制一斉点検結果: 平成17年10月1日～11月30日に施工中の国土交通省直轄土木工事(1,135件)

図-6 低入札工事における施工体制の状況

査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとしました。

④ 発注者の監督・検査等の強化

予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとしました。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付けることとしました。

「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事にお

ける低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとしました。

⑤ 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）第2の1. ①に規定する要件については、予定価格2億円以上の工事の場合には、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件とし、対象を拡大することとしました。

⑥ 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3ヵ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととしました。（平成18年5月29日付の通達により改正。）

(2) 適正な競争環境の整備

①前工事の単価による後工事の積算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとしました。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事で単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記することとしました。

(3) ダンピング受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととしました。

4. おわりに

上記以外の低入札受注への対策として、価格のみではなく、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の活用も一定の効果があると考えています。

国土交通省では、「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成18年4月19日付け国官総第48-2号、国官会第87-2号、国地契第5号、国官技第12号、国営計第11号）において、一層の透明性及び競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点から、各地方整備局に対し、平成18年度の直轄工事における入札・契約手続について、上記の対策の徹底を含め、留意する事項を通達したところですが、その通達において、平成18年度の総合評価方式の適用工事の目標を、全工事発注件数の5割相当以上（全工事発注金額の8割相当以上）とし、総合評価方式に積極的に取り組んでいくこととしました。

国土交通省では、低入札が引き起こす諸問題に対し、これまでに導入した諸施策に加え、必要に応じて新たな施策も検討・導入しながら「一罰百戒」の姿勢で取り組み、適正な価格と品質に基づいた、信頼性の高い公共工事の調達を進めていきます。